

日専連JCBカード会員規約 (本規約は、日専連JCB提携型カードにも適用されます。)

会員規約をよくお読みになってご納得のうえ、カードをご利用ください。

第1章 一般条項

第1条 (会員)

会員とは、本規約を承認の上、株式会社日専連パートナーズ(以下「甲」という)に日専連JCBカード(以下「カード」という)の入会を申し込み、甲が入会を認めた方をいいます。

第2条 (犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく措置等)

- (1) 入会を申し込まれた方及び会員が犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認が甲所定の期間内に完了しない場合には、入会をお断りすることやキャッシングサービスの利用を制限することがあります。
- (2) 甲が会員に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認を求めたにもかかわらず、会員がこれに応じない場合、甲は本規約に係る義務の履行を拒むことができます。甲は、本人確認について甲の委託先に委託する場合があります。

第3条 (カードの貸与・有効期限)

- (1) 甲は会員1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は甲に属します。
- (2) 会員はカードの署名欄に自署し、十分な注意(善良なる管理者の注意義務)をもってカードを使用・保管するものとします。
- (3) カードは、カードに表示された会員本人のみが利用でき、他人に譲渡・質入れその他の担保提供、貸与、寄託、占有の移転その他一切の処分をするとはできません。尚、甲が委託と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。
- (4) カードの有効期限はカードに表示し、甲が引き続き会員として認める場合に、甲所定の時期に更新するものとします。会員は、新しいカードの送付を受けたときは、甲が特に指定した場合を除き、従前のカードは、会員の責任において切断等使用不能な状態にして処分していただきます。尚、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用します。

第4条 (暗証番号の登録)

- (1) 会員は、入会申込み時に甲所定の方法によりカードの暗証番号を届け出るものとし、甲は会員お申し出の暗証番号を登録するものとします。尚、会員は、電話番号・生年月日等第三者に容易に推測される番号以外の数字を選択し、登録するものとします。但し、お申し出がない場合は甲が任意に暗証番号を指定し登録することを承認するものとします。
- (2) 暗証番号は他人に知られないよう十分に注意するものとし、会員の故意または重大な過失により他人に知られたことにより生じた損害については、会員の負担となります。

第5条 (年会費)

会員は甲に対し、別に定める期日に所定の年会費を支払うものとします。尚、年会費は原則としてお返し致しません。また、年会費のみの請求場合は請求書を発行しないことがあります。

第6条 (期限の利益喪失(期限前の全額支払義務))

- (1) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払うものとします。
 - ①支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延した場合。ただし、ショッピング利用代金の分割支払金又はリボルビング払いの弁済金については、支払いを遅滞し、甲から20日以上相当の期間を定めてその支払を催告されたにもかかわらず、その期間内に支払がなかったとき。
 - ②売買契約に基づく商品・権利の購入、役務の提供が会員にとって商行為となる等割賦販売法第35条の3の60(適用除外)1項に該当する取引については、会員がショッピング利用代金の分割支払額又はリボルビング払いの弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - ③返済期日にキャッシングサービスの返済金の返済を1回でも遅滞したとき(ただし、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲内においてのみ有効とします)。
 - ④カードを他人に貸与・譲渡・質入れ・担保提供等をする行為又は商品の質入れ・譲渡・質貸その他甲の所有権を侵害する行為があったとき。
 - ⑤自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。
 - ⑥差押、仮差押若しくは仮処分の申立て又は保全差押若しくは滞納処分を受けたとき。
 - ⑦破産手続開始、民事再生手続開始その他の裁判所に対する手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 会員は、次の何れかの事由に該当したときは、甲からの通知又は請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - ①本条(1)①~④以外の本規約上の重大な違反となるとき。
 - ②第10条第2項の規程により会員資格を取り消されたとき。
 - ③会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条 (費用等の負担)

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および甲が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第8条 (カードの盗難・紛失)

- (1) カードの盗難・紛失や第3条(2)(3)に違反して、他人に利用された場合の損害は、会員の負担となります。
- (2) 会員がカードの盗難・紛失の事実を速やかに最寄りの警察署又は交番にその旨を届け出るとともに、甲に連絡の上、所定の盗難紛失届を甲に提出した場合は、甲が届け出を受理した日の前日から起算して75日前以降から届出を受理した日の翌日から60日以内の計136日間に発生した損害については、その支払いを免除致します。
- (3) 前項の定めにかかわらず、次の事由に該当する場合は、会員の負担となります。

- ①盗難・紛失が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
- ②会員の家族・同居人・留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用した場合。
- ③戦争・地震等著しい社会秩序の混乱の際に、盗

難や紛失が生じた場合。④本会員規約に違反している状況において、盗難や紛失が生じた場合。⑤甲が請求する書類を提出せず、又は提出した書類に不正の表示をした場合あるいは甲などが行う被害状況の調査に協力しなかったり、損害の防止の軽減に必要な努力をしなかった場合、その他損害保険会社等の指示に従わなかった場合。⑥カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。ただし、カードの管理及び登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、会員の負担になりません。⑦カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。⑧本条(2)の通知を甲が受理した日の前日から起算して76日以前に生じた損害の場合。⑨本条(2)の通知を甲が受理した日の翌日から起算して61日以後に生じた損害の場合。

- (4) 会員は、本条(2)に定める保険の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から30日以内に損害状況等を詳細に記載した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他甲及び損害保険会社が求める書類を甲又は損害保険会社に提出するものとします。

第9条 (カードの再発行)

カードの紛失・盗難・毀損・滅失等により会員がカードの再発行を希望した場合、甲は会員審査の上、これを認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は、甲所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第10条 (会員資格を失う場合)

- (1) 会員が都合により退会するときは、甲所定の方法により退会できるものとする。この場合には、甲に対する残債務の全額を完済した時をもって退会したものとします。なお、保険契約・インターネットプロバイダ契約・電話サービスの契約・公共料金契約等(以下「会員番号登録型継続契約」という)については、その決済方法を遅滞なく変更するものとします。また、退会後であっても変更手続を怠り発生した請求金額は直ちに支払うものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当したときは、甲は会員に通知又は催告することなくカードの停止又は会員資格を取り消すことができるとし、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができるものとします。
 - ①入会時に虚偽の申告をしたとき。
 - ②本規約のいずれかに違反したとき。
 - ③カードの利用代金等(第5条に定める年会費を含む)当社に対する債務の履行を怠ったとき。
 - ④個人情報情報機関の情報内容又は情報件数等を参考とし、会員の信用状況が著しく悪化又は今後悪化するおそれがあると甲が判断したとき。
 - ⑤換金目的によるショッピング利用の疑いなどカードの利用状況が適当でない甲が判断したとき。
 - ⑥甲の判断で更新カードを発行せず、カードの有効期限が経過したとき。
 - ⑦長期間にわたりカードの利用がなく、甲所定の基準による期間を経過したとき。
 - ⑧①~⑦以外の事由により甲が会員として不適格と判断したとき。
 - ⑨会員が甲から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他カードにつき、上記①~⑧に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 本条(2)に該当し、甲又は加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は直ちにカードを返却するものとします。

第11条 (カードの利用可能枠)

- (1) カードの利用可能枠は、甲が審査のうえカードショッピングおよびキャッシングの利用可能枠を決定するものとします。尚、カードショッピング利用可能枠のうち、1回払い以外(2回払い、分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ボーナス併用払い)の利用可能枠を別途審査のうえ定めるものとします。
- (2) 甲は、カードの利用可能枠について、カードの利用状況および割賦販売法、貸金業法等に基づき審査の上減枠できるものとします。
- (3) 甲は会員の利用状況に応じ、与信審査の上、会員に通知することなくショッピング利用可能枠を増枠できるものとします。
- (4) キャッシングサービスの利用可能枠は、会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で甲が定める金額とし、その増枠については、会員が要請しかつ甲がこれを認めた場合に限り増枠するものとします。
- (5) 会員は、甲が認めた場合を除き、本条(1)の利用可能枠を超えるカード利用はできないものとします。また、甲の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、甲の判断により利用可能枠を超えた金額を一括してお支払いいただきます。
- (6) 会員がカードで利用できる枠は、利用停止の場合を除いて、原則として本条(1)の利用可能枠より未払残高を差引いた枠とします。但し、会員が既に入金した場合でも、コンピュータ等の都合により利用できる枠の復元が遅れる場合があります。

第12条 (カード利用の停止)

- (1) 甲は、会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合、もしくは利用可能枠以内であってもカードの具体的利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては、予告なくカードの利用を一時的に停止する場合があります。この場合、ショッピング及びキャッシング双方とも停止致します。
- (2) 会員が、本条(1)に該当する場合、甲は必要に応じ直接または加盟店・ATM等を通じてカードを回収できるものとし、回収に要した費用は会員において負担するものとします。また、会員は甲又は加盟店からカードの返還を求められたときは速やかにこれに応じるものとします。
- (3) 会員が、ATM等でキャッシングサービスを利用しようとする場合、暗証番号を複数回誤入力した場合は、当該ATM等でカードを回収する場合があります。
- (4) 会員は、退会あるいは会員資格喪失後といえども、カード利用にかかる盗難保険申請手続等、損害発生防止に必要な事項について、甲に協力するものとします。
- (5) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、甲は会員に通知することなくカードの利用を停止することがあります。
 - ①会員が、貸金業法、日本貸金業協会自主規制規則または割賦販売法に基づく収入証明書の徴収依頼を拒否したとき。
 - ②会員の利用可能枠、甲との他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の年間合計額の三分の一を超えたとき。
 - ③会員が甲の定める期間カードを利用せず、甲が適当と認めたとき。

第13条 (遅延損害金)

- (1) 会員が債務の履行を延滞したときは、支払期限の翌日から支払日に到るまで、当該支払額に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとし...

第14条 (支払債務の充当順位)

会員の返済した金額が、本規約及びその他の契約に基づき甲に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、次の①から④までに掲げるものほか、割賦販売法第30条の5の規程に準拠するものとする。

第15条 (届出事項の変更・通知等の送付)

- (1) 会員は、甲に届け出た住所・氏名・勤務先・指定預金口座等に変更があった場合には、所定の届出書により遅滞なく甲に届け出るものとする。

第16条 (規約の変更)

本規約を変更する場合は、あらかじめ会員に通知致します。尚、甲が通知した後、会員がカードを使用した場合は、変更事実が承認されたものとみなします。

第17条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

日本国外でカードを利用する場合、現に適用されている、又は今後適用される諸法令・諸規約などにより許可書・証明書その他の書類を必要とする場合には、甲の請求に応じてこれを提出していただくことがあります。

第18条 (協議事項)

この規約の条項を適用するについて疑義が生じたときは、甲と会員との間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

第19条 (裁判所の管轄についての合意)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地及び商品等購入地、甲の営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第20条 (準拠法)

会員と甲との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとする。

第21条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
①暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)...

- (4) 会員が(1)①~⑧のいずれかに該当し、又は(1)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切である場合には、会員は、甲の通知又は請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、甲に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第2章 ショッピング条項

第22条 (カードのショッピング利用)

- (1) 会員は、本規約を承認の上、以下の加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより商品の購入及びサービスの提供を受けることができます。但し、甲が特に認めた場合は、カードの提示または売上票への署名を省略するなどこれに代わる方法をとる場合があります。

第23条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

- (1) 分割支払金合計(利用代金に分割払手数料を加算した額)は毎月末日に締切るものとし、会員は分割支払金(分割払い等の月々の支払額)を、翌月15日より末日まで(休業の場合は翌営業日)に会員があらかじめ指定した日、指定した方法により支払うものとする。

Table with 4 columns: 支払方法・回数, 支払期間(カ月), 実質年率(%), 100円当たり手数料の額. Rows include 1回払, 2回払, 3回払, 5回払, 6回払, 10回払, 12回払, 15回払, 18回払, 20回払, 24回払, 30回払, 36回払, ポーナース一括払, ポーナース二括払, リボルビング払.

- (4) 分割払い等の場合、ショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割手数料を加算した金額とします。月々の分割支払金は分割支払金合計を支払回数で除した金額とします。但し、月々の分割支払金の単位は1円とし端数が発生した場合は初回に算入するものとします。
 (例) 6月30日に現金販売価格10万円の商品をご購入の場合
 A. 上表に基づく手数料総額 100,000円×6.80%=6,800円
 B. 上表に基づく支払総額 100,000円+6,800円=106,800円
 C. 毎月の支払額 106,800円÷10回=10,680円
- (5) ボーナスポイントのボーナス月は7月と12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。ボーナス使用回数は10回払いのときは1回、12・15回払いのときは2回、18・20回払いのときは3回、24・30回払いのときは4回、36回払いのときは6回とします。但し、ボーナス支払月の加算額は1回当りのカード利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割し、その金額を毎月の均等支払額に加算して支払うものとします。
- (6) リボルビング払の場合、カード利用代金を毎月末日に締切るものとし、会員は翌月15日より末日まで(休業の場合は翌営業日)に会員があらかじめ指定した日に、指定した下記の方法により算定した額を支払うものとします。毎月の代金の支払元金は、甲が指定した金額とします。支払元金が当社指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、手数料をこれに加算して支払うものとします。手数料は毎月締切日のリボルビング利用残高に対して1.25%を乗じた額とします。手数料の実質年率は15.00%です。会員の申出があり甲が承認した場合は、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。

<残高スライド定額方式の毎月の支払元金>

利用残高	10万円以下	20万円以下	30万円以下	40万円以下	50万円以下	60万円以下
月額支払元金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円

※利用残高が60万円超の場合、10万円増すごとに支払元金1万円加算
 (例) 9月27日に現金販売価格10万円の商品をご購入の場合

- ・10月27日のお支払い
 - ①お支払元金 5,000円
 - ②手数料 1,250円 (100,000円×1.25%)
 - ③10月27日の弁済金 6,250円
- ・11月27日のお支払い
 - ①お支払元金 5,000円
 - ②手数料 1,187円 (95,000円×1.25%)
 - ③11月27日の弁済金 6,187円

- (7) ボーナスポイントの支払月は、夏季6月、7月、8月、冬季12月、1月とします。
- (8) ボーナスポイントの支払は、ご利用代金と手数料を合算した額の1/2ずつ支払うものとし、支払月は7月と12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。
- (9) 会員が国内JCB加盟店においてカードを利用した場合の手数料率及びその計算方法については、JCBの方法によらず、本条(3)に規定する方法によるものとします。
- (10) 会員は、カードの利用代金の支払回数の延長を希望する場合は、当該利用分についての第1回目の請求書が会員に到着後速やかに甲に申し出るものとします。但し、購入する商品や権利、また提供を受ける役務内容によっては支払回数の延長ができない場合があります。
- (11) 手数料率は、金融情勢等の事情により変更することがあります。また、リボルビング払の場合は、第15条の定めにかかわらず、甲から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるリボルビング利用残高に対して新料率が適用されます。

第24条 (保険及び電話サービス等に係る代金等の支払)

- (1) 会員が、保険会社との契約で保険料の継続的な支払いにカードを利用する場合、甲が会員のために保険会社に対して支払うことを了承し、会員は前条により甲に支払いをするものとします。
- (2) 会員が、カードでの継続的な支払を中止する場合は、その旨を保険会社の定めた方法で保険会社に申し出、承諾を得るものとします。
- (3) 会員が、前項の保険会社からの承諾を得ずに、甲が保険会社に支払を行ったときには、甲は会員にその利用代金を請求し、会員は当該代金を甲に支払うものとします。
- (4) カードが解約又は利用停止となった場合は、甲は保険会社に対する保険料の支払を中止できるものとします。この場合に保険契約が解約となっても、甲は責任を負いかねます。尚、会員が保険会社との契約の継続を希望する場合は、直接保険会社との間で手続きをするものとします。
- (5) 会員は、各保険契約加入申込みの条件、本規約等の諸条件を守るものとします。
- (6) 会員が、プロバイダーやインターネットサイト提供者、携帯電話会社等のサービス提供事業者とのサービス提供契約の利用代金を、カードで継続的に支払う場合には、本条(1)から前項までを適用するものとします。

第25条 (商品の引取り及び評価・充当)

- (1) 会員が第6条により期限の利益を喪失したときは、甲は留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。
- (2) 会員は、甲が前項により商品を引き取ったときは、会員と甲が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。尚、過不足が生じたときは、会員及び甲の間で直ちに清算するものとします。

第26条 (見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利、又は提供された役務が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利の交換又は役務の再提供を申し出るか、または売買契約・役務提供契約を解除することができるものとします。

第27条 (支払停止の抗弁権 (支払いの停止が認められる場合))

- (1) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由がある商品・権利・役務についての支払いを停止することができるものとします。但し、その事由が解消された場合には、支払いを再開するものとします。

- ①商品(権利)の一部又は全部の引渡しが行なわれないとき。②役務の一部又は全部の提供が行なわれないとき。③商品(権利)や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかったとき。④商品(権利)に破損、汚損、故障、その他の瑕疵(欠陥)があるとき。⑤クーリング・オフ、中途解約(但し、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約の場合に限る)に応じてもらえないとき。⑥商品(権利)や役務が見本・カタログ等と異なるとき。⑦商品(権利)の販売条件となっている役務の提供がないとき。⑧その他、商品(権利)の販売について、加盟店に対して生じている事由があるとき。
- (2) 甲は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を甲に申し出たときは、直ちに必要の手続きをとるものとします。
- (3) 会員は、本条(1)の申し出をするときは、あらかじめ同項(本条(1))記載の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 会員は、本条(1)の申し出をしたときは、速やかに同項(本条(1))記載の理由を記載した書面(資料がある場合には当該資料を添付のこと)を甲に提出するよう努めるものとします。また、甲が当該事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- (5) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかの事由に該当したときは、支払いを停止することはできないものとします。
- ①カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。②カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。③1回のカード利用に係る支払総額(分割支払金合計に頭金を加算した額をいう)が4万円に満たないとき。リボルビング払いの場合、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。④甲の承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他甲の債権を侵害する行為をしたとき。⑤国外の加盟店でカードを利用したとき。⑥本条(1)の事由が会員の責に帰すべきとき、その他、会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- (6) 会員は、甲が支払金の残額から本条(1)の支払停止額に相当する額を控除して請求したときには、控除後の支払金について支払いを継続するものとします。

第28条 (早期決済の特約)

分割払い等の場合、会員が、当初の契約どおり分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、会員は甲所定の計算方法(78分法又はそれに準ずる計算方法とします)により算定された期限未到来の分割支払手数料のうち、甲所定の割合による金額の払い戻しを甲に請求できるものとします。

第29条 (クレジットカードショッピング枠現金化の禁止について)

会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することを禁止します。

第3章 キャッシング条項

第30条 (キャッシングサービスの利用)

- (1) 会員は、次のいずれかの方法により甲から金銭の借入(以下「キャッシング」という)をすることができます。
- ①甲が設置したATM及び甲の提携先のATM等で、暗証番号を入力する等所定の操作を行った場合。②会員が甲指定の窓口に電話やインターネットによる所定の申込みをした場合。但し、この場合の融資金は会員があらかじめ指定した利用代金払込口座へ振込むものとし、その際、融資金から所定の振込手数料を差引くものとします。③JCBと提携した日本国内の取扱金融機関等で所定の手続きをした場合。④その他、甲所定の方法により申込手続きを行った場合。
- (2) キャッシングサービスは、甲が認めた会員のみがサービスを受けることができます。

第31条 (公的証明書等の提示)

- (1) 甲が必要と認めた場合には、いつでも会員に対して公的証明書の提示を求め、会員はこれに応じるものとします。
- (2) 会員が前項の要求を拒んだ場合においては、甲は会員に対するキャッシングサービスの利用を制限できるものとします。

第32条 (キャッシングサービスの返済方法)

- (1) 甲はキャッシングサービスの利用代金を毎月末日に締切り、会員は、翌月15日より末日まで(休業の場合は翌営業日)に会員があらかじめ指定した日、指定した方法により返済するものとします。
- (2) 日本国内でのキャッシングサービスの利用による融資金は1万円単位とし、返済方法は1回払、リボルビング払、分割払のうち会員が利用の際に指定した方法によります。
- ①1回払の利息は実質年率18.00%(1年を366日とする日割計算。以下同じ)とし、利用日の翌日から返済日までの日数の利息を融資金に加算して一括して返済するものとします。(利息=残元金×18.00%÷366日×利用日翌日から返済日までの日数)②リボルビング払、分割払の利息は実質年率18.00%とし返済方法・返済回数は次のとおりとします。(残高スライド・リボルビング払の毎月の返済元金)

利用残高	5万円以下	10万円以下	20万円以下	20万円超
毎月の返済額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

(分割払の毎月の返済元金)

融資金を指定回数で除した金額とします。但し、月々の返済元金の単位は1円とし端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

返済回数(回)	3回払	6回払	10回払	12回払	15回払	18回払	20回払
返済期間(ヶ月)	3	6	10	12	15	18	20

(リボルビング払、分割払の利息)

・利用後第1回目は利用日の翌日から初回返済日までの日数の利息を支払うものとします。

(利息=残元金×18.00%÷366日×利用日翌日から返済日までの日数)

・利息の支払はそれぞれ毎月の返済元金に加算して支払うものとします。

- (3) 国外でのキャッシングの利用単位については、JCBが指定する現地通貨単位とします。
- (4) キャッシングサービス利用の返済金額（キャッシングサービス利用代金に利息を加算した金額）については甲所定の方法により請求するものとします。
- (5) 融資利息の利率は金融情勢等の変動により変更することがあります。この場合、第15条の定めにかかわらず、改定時の残債務に対しても新利率が適用される場合があります。
- (6) 会員がキャッシングサービス利用の返済金を口座振替及び銀行振込で返済した場合は、領収証の発行はいたしません。但し、会員から請求があった場合やその他窓口・ATM入金の場合は、領収証を発行いたします。

第33条（早期完済の場合の特約）

会員は、キャッシングの残債務全額を、約定返済期間の途中で一括して返済することができます。この際の利息の計算については、甲所定の方法により計算するものとします。

第34条（準用規定）

会員規約の第1条から第21条は、キャッシングサービスにおいても準用するものとします。

第35条（キャッシングサービスにおける書面の同意）

- (1) 会員は、キャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第17条第1項及び第18条第1項の書面交付に代えて、一定期間（毎月1日から末日）における貸付及び返済その他の取引状況を記載した書面を甲所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ同意するものとします。
- (2) 会員が希望する場合、前項に定める貸付及び返済その他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。

第36条（勧誘拒否および勧誘拒否会員に対する勧誘再開）

- (1) 会員は、個人情報の取扱いに関する同意条項の規定にかかわらず、勧誘中止の申し出ができるものとします。
- (2) 前項の申し出があった場合、甲は、会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも1カ月間）、キャッシングサービスについて宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第37条（現金自動預払機等（CD・ATM）利用時の手数料）

CD・ATM手数料については会員が政令で定める範囲の額を負担することとします。

【当社が契約する貸金業にかかる指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 電話 03-5739-3861

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
 2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記の株式会社日専連パートナーズにお尋ね下さい。
- ◎株式会社日専連パートナーズ〔業務課〕
〒020-8557 盛岡市中ノ橋通 1-14-21 電話 019-653-2000
貸金業者登録番号 岩手県知事(10)第00319号

個人情報の取扱いに関する同意条項等

第1条（個人情報の収集、保有、利用）

甲は、会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- (1) 甲との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、下記①～⑦の個人情報を収集、利用します。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、勤務先、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と甲との契約内容に関する事項③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において甲が知り得た事項④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、甲が収集したクレジット利用・支払履歴⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が甲に提出した収入証明書等の記載事項⑥甲が適正かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (2) 以下の目的のために上記①～④の個人情報を利用します。ただし会員が下記③の市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、甲は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
 - ①カードの機能、付帯サービス等の提供②甲のクレジットカード事業その他の甲の事業における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査を含む。）③甲事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査④甲事業における宣伝物の送付等、甲または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘
- (3) 甲が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上記①①～④の個人情報を利用します。

第2条（個人情報情報機関への登録・利用）

- (1) 甲が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、本会員および本会員として申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）および当該本会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、本

会員等の支払能力・返済能力の調査のために、甲がそれを利用することに同意します。

- (2) 本会員等および当該本会員等の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、甲の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、甲が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、本会員等および当該本会員等の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申込みをした事実		甲が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実		契約期間中および契約終了後5年間

- (3) 甲が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定個人情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問い合わせ先:0120-810-414
ホームページアドレス:http://www.cic.co.jp

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (4) 甲が加盟する個人情報情報機関（株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人情報情報機関は、下記の通りです。

- 1) 全国銀行個人情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問い合わせ先:03-3214-5020
ホームページアドレス:http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
- 2) 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定個人情報機関）
〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田振興ビル
お問い合わせ先:0120-441-481
ホームページアドレス:http://www.jicc.co.jp/

※各個人情報情報機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の各社開設のホームページをご覧ください。

- (5) 上記③に記載されている甲が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用状況、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

会員等は、甲および上記第2条で記載する個人情報情報機関に対して、甲および上記第2条で記載する個人情報情報機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、甲は速やかに訂正または削除に応じます。

第4条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

甲は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合（ただし、上記第1条②③または同④への中止の申し出を除く。）は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

第5条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

- (1) 甲が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、上記第1条（ただし第1条②③および同④を除く。）および第2条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2) 退会の申し出または会員資格の喪失後も上記第1条（ただし第1条②③および同④を除く。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または甲が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第6条（個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口）

株式会社日専連パートナーズ 業務課
〒020-8557 盛岡市中ノ橋通 1-14-21 TEL 019-653-2000

第7条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【認定個人情報保護団体について】

日専連パートナーズは、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体であるクレジット個人情報保護推進協議会の会員となっております。

○認定個人情報保護団体 社団法人日本クレジット協会
相談受付 TEL 03-5645-3360

本規約については、平成24年3月1日より適用となります。